

太田市高齢者地域福祉自立支援事業実施要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、主として家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感を解消し、健康で自立した生活が送れるよう支援するための事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。ただし、市は、適切な事業を確保できると認められる社会福祉法人等（以下「受託法人等」という。）に当該事業を委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、太田市に居住するおおむね70歳以上の主として家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等で自立支援を必要とする者とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

- (1) 安否確認
- (2) 健康及び生きがい等に関する講座の開催
- (3) はつらつバスツアーの実施
- (4) 地区社会福祉協議会及び地区行政センターとの連携
- (5) 配食サービス調査
- (6) お茶の間カフェの運営及び送迎
- (7) 特定健診の送迎
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 受託法人等は、この事業を推進するに当たり、対象者宅を訪問し、各事業に積極的に参加できるよう指導しなければならない。

(利用者の負担)

第5条 この事業に係る利用者の負担は、原材料費等の実費とする。ただし、市長が必要と認める場合は、減額し、又は免除することができる。

(関係機関との連携)

第6条 市は、地域包括支援センター、民生委員等の関係機関と連携を図り、事業を円滑に実施するものとする。

(報告)

第7条 受託法人等は、毎月の実施状況を高齢者地域福祉自立支援事業実績報告書（別記様式）により翌月の10日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

高齢者地域福祉自立支援要綱

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。